

輸入製品等に含まれる有害化学物質環境放出実態調査

17百万円(20百万円)

環境保健部企画課化学物質審査室

1. 事業の概要

化学産業の製造拠点の海外(中国等)へのシフト等経済・産業活動のグローバル化に伴い、製品に含まれる状態で第一種特定化学物質等が我が国へ流入することへの懸念が増大している。このため、製品中の有害化学物質の監視・把握の仕組みを構築し、第一種特定化学物質含有製品が我が国に流入している場合は、化審法に基づき輸入を禁止するなど、適切なリスク管理につなげていく必要がある。

また、第一種特定化学物質のうち、POPs条約対象物質については、条約遵守のため、輸出製品中の含有実態についても明らかにする必要がある。

そこで、輸入量が急伸している製品のうち化審法の特定化学物質を含有している蓋然性の高いものなどを含有する製品について、有害化学物質の含有状況や製品からの溶出量等を調査する。さらに、第一種特定化学物質が、諸外国へ輸出する中古製品中に含有され、諸外国において環境汚染を引き起こしているおそれがあることから、我が国から諸外国へ輸出する製品についても、有害化学物質の含有状況等について実態調査を行うとともに、必要な措置等について検討する。

2. 事業計画

平成24年度～

輸出入製品の有害化学物質の含有状況把握調査

有害化学物質含有製品の溶出試験

化審法に基づく必要な措置等の検討

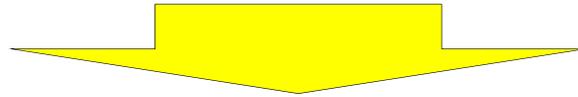
3. 施策の効果

有害化学物質を含む可能性のある輸出入製品の有害化学物質の含有量や溶出量の実態を把握し、有害化学物質含有製品の適正なリスク管理の実現を図る。

輸入製品等に含まれる有害化学物質環境放出実態調査

17(20)百万円 [H24(H23)]

- 有害化学物質を含有している可能性の高いアジア諸国等からの輸入製品
- 使用により有害化学物質を環境中に放出し、水や大気などを通じた人や動植物への影響が懸念される製品
- 有害化学物質を含有しており、諸外国へ輸出する中古製品 等



我が国の輸出入製品における有害化学物質の含有状況等の 実態把握のための調査

【概要】

輸出入製品の有害化学物質の含有状況把握調査
有害化学物質含有製品の溶出試験
化審法に基づく必要な措置等の検討

有害化学物質の含有製品の適正な管理の実現